



令和元年 (2019年) 12月 11日 (水)

No. 15071 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (23)

ー部分意匠と部品意匠の類否、及び、創作非容易性ー (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (23)

ー部分意匠と部品意匠の類否、及び、創作非容易性ー

大阪高判令和元年9月5日 [検査用照明器具] 平成30年 (ネ) 第2523号
意匠権侵害差止等請求控訴事件 (原審 大阪地方裁判所平成28年 (ワ) 第12791号)

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件は、「意匠に係る物品を検査用照明器具とする本件意匠 (放熱部の部分意匠)」の意匠権を有する一審原告が、「被告製品イ号物件からヘ号物件の放熱部の意匠」は本件意匠に類似し、被告製品の製造、販売等は本件意匠権を侵害するとして、その差

止め等を請求した事案である。原審は、旧型 (イ号ないしハ号) の製造販売は本件意匠権の侵害となるが、新型 (二号ないしヘ号) の意匠は、本件意匠に類似しないと判断した。これに対し、それぞれが控訴したものである。大阪高裁は、結論としては、本件意匠に無効理由はなく、被告製品意匠との類否につい

医薬・化学・バイオの特許調査サービス

調査実績

- 医薬 ● 診断薬 ● 製剤 ● 抗体 ● 遺伝子 ● 細胞
- 再生医療 ● 農薬 ● 化粧品 ● 食品・飲料
- ポリマー (組成物, フィルム, 接着剤, 塗料など)
- 有機 EL ● 液晶 ● 電池 ● 他

 0120-921-997

E-mail: ships@jaici.or.jp

ご依頼主様

- 企業 (製薬メーカー, 化学メーカー, 化粧品メーカーなど)
- 大学 ● 公的機関 ● 他

特許調査 SHIPS



化学情報協会 知財情報センター (SHIPS)

でも原審の判断をはほぼそのまま維持し、いずれの請求も棄却した。だが、無効理由とされた引用意匠(乙8意匠。タワー型のヒートシンクの意匠)と本件意匠との類否判断の内容、及び、創作非容易性判断の内容が原審と相違し、注目すべき点がある。

また、本件意匠について同じ引用乙8意匠に基づく意匠登録無効審判があり、その審決取消訴訟でも本件意匠に無効理由はないとされている(知財高判令和1・7・3〔検査用照明器具〕平成30(行ケ)10181)。この知財高裁判決とも対比しつつ検討する。なお、原審大阪地裁判決については、本連載の前回(特許ニュース令和元年6月12日No.14948)で、「部分意匠の意匠権侵害と寄与率」を中心に検討した。(以下、アンダーラインは筆者の記入である。)

【要旨】

「1 争点2 (本件意匠は意匠登録無効審判により無効にされるべきものか) について

(1) 本件意匠及び一審被告引用の各意匠

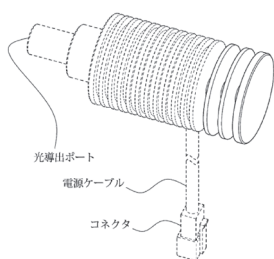
ア 本件意匠

ア 意匠に係る物品等

本件意匠の意匠に係る物品は、工場等において使用される、LEDや光学素子を内蔵し、先端の光導出ポートから製品に向けて光を照射して製品の傷やマーク等の検出する検査用照明器具であり、…

【本件意匠】(意匠登録第1224615号)

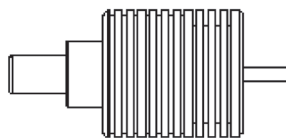
【参考斜視図】



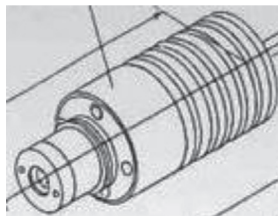
【乙8意匠】(タワー型ヒートシンク)(引用意匠1)



【乙7等意匠】(一審被告の製品である同軸・スポット照明)(引用意匠2)



【乙4意匠】(前端部から光線(レーザー光)を照射する照明器)



【乙12意匠】(意匠登録第1175712号)(引用意匠3)



「(2) 無効理由1 (乙8意匠に基づく新規性欠如) について

ア 意匠に係る物品の同一性又は類似性

…乙8意匠に係る物品は、電子機器の放熱用部品であるから、本件意匠とは意匠に係る物品が同一又は類似であるとは認められない。したがって、この点に関する一審被告の主張は理由がない。

もっとも、本件実線部分が検査用照明器具の放熱部であることから、更に本件意匠と乙8意匠とを対比することとする。

イ 本件意匠と乙8意匠との対比

…本件意匠と乙8意匠とは、① 機器に設けられる放熱部であるという限度で共通するほか、② その中心に円柱状、同一径の支持軸体が設けられている点、③ フィンの形状・大きさが、薄い円柱状で、支持軸体よりも径が大きく、互いに等しい点、④ 複数枚のフィンが、支持軸体の中間及び後端に、中心軸を合致させ、かつ、互いに等間隔で、設置され